

2021年2月

お客さま各位

高山信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

当金庫では、2021年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座について、「未利用口座管理手数料」を導入させていただくことといたしました。

未利用口座管理手数料は、未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはありません。

また、2021年3月31日現在で開設されている普通預金口座は未利用口座管理手数料の対象外となります。

今後とも、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上に、より一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料の新設

対象預金口座	2021年4月1日以降に新規開設された「普通預金口座（無利息型、総合口座を含みませす）および貯蓄預金口座」。
対象となる口座	<p>最後のお預入れまたは払戻し（該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い口座。</p> <p>※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。</p> <p>ただし、次の場合を除きます。</p> <p>(1) 該当口座の残高が10,000円以上である場合</p> <p>(2) 当金庫（本支店を含みます）で他に定期性預金、投資信託、国債等のお取引がある場合</p> <p>(3) 当金庫（本支店を含みます）でお借入がある場合</p>
手数料	年間1,320円（税込み）
手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"> 未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所に「ご案内」を郵送いたします。なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合、年間1,200円（消費税別途）の未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。 未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、下記のとおり当該口座を解約させていただきます。 引き落としした未利用口座管理手数料は返却いたしません。
自動解約	<ul style="list-style-type: none"> 口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高（解約利息を含みます）を以て未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。なお、口座残高以上のご負担はございません。 解約させていただいた口座の再利用およびキャッシュカードのご利用はできません。

2. 預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の導入に伴い、以下の通り「規定集」を改訂いたします。

【改定対象規定】

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- ・貯蓄預金規定

【改定内容（例）】

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

改定後	改定前
1. (預金の成立) ~ 4. (利息) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">} 変更なし</div>	1. (預金の成立) ~ 4. (利息) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">} 変更なし</div>
5. (手数料等) (1) <u>未利用口座管理手数料</u> ①2021年4月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項に係る手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。 ②未利用口座には、店頭備え付け「各種手数料のご案内」記載の未利用口座管理手数料をいただきます。 ③この預金口座が未利用口座になった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻請求書等によらず引き落とします。 ④前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却いたしません。 ⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わない場合があります。 ⑥解約された口座の再利用はできません。 (2) この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。	追加
6. (規定の変更)	5. (規定の変更) 番号繰り下げ

※下線部が改定箇所

【改定日】

2021年4月1日（木）

【改定する規定について】

- ・上記の追加規定は、2021年4月1日以降、新規に普通預金口座（無利息型、総合口座を含みます。）、貯蓄預金口座を開設されたお客さまが対象となります。
- ・上記の追加規定以外の規定は、口座開設日にかかわらず、すべての口座が対象となります。

何かご不明な点がございましたら店頭窓口または担当者までお問い合わせ下さい。